

Aruku 松戸会員規約

第1条（定義）

☐ 本規約で定める条項は本クラブの会員ならびに体験利用・ビジター利用を含む全利用者へ適用します。

第2条（目的）

☐ 本クラブは、全会員及び利用者が当施設を利用し、健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（運営）

☐ 本クラブは「株式会社ジョイネット」が経営し、管理運営にあたります。

第4条（ご入会資格）

☐ 本規約に同意いただける方。

☐ 刺青、タトゥー（ファッションシール等含む）のない方。

☐ 15歳以上の方。

【15歳以上18歳以下の場合】

・親権者の同意書のご提出が必要となります。

※お手続きはスタッフアワー内にご来店願います。

・利用できるのは、スタッフアワー内のみとします。

・利用ルール、マナーなど一般会員同様の対応となり、違反等があった場合には、除名する場合があります。

☐ 他クラブより除名等の通知を受けていない方。

☐ 外国籍の方は日本語が流暢で、日本のマナーを理解し、本規約が理解できる方。

☐ 退会から3ヶ月以内の方はキャンペーン適用対象外となります。

☐ 暴力団関係者ではない方。

☐ 妊娠中でない方。

☐ 施設利用にあたり差支えない健康状態の方。

☐ 入会后、入会資格に該当しないことや虚偽の申告が発覚した場合はその時点で退会になることを了承いただくものとします。

第5条（入会手続き）

☐ 本クラブの会員資格取得は本規約にご同意いただき、所定の手続きを終了した時となります。

☐ 会員取得初月度は月額会費から日割料金を適用し、以降はクラブが定める月額会費を引落しさせていただきます。

☐ 入会手続き完了後の入会取り消しはできかねます。入会後の退会手続きは本規約16条に基づき行わせていただきます。

☐ 契約期間は、月単位で本クラブが別途定めた期間とし、所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

☐ 本クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。ご本人以外の会員証利用も不可となります。

☐ 会員は入会申込書に記載した内容に変更があった時、速やかに変更手続きを行って頂きます。

☐ 入会手続きは手続き書類に日本語（楷書体）でご記入いただき、内容をご理解いただける方に限らせていただきます。

Aruku 松戸会員規約

第6条（会員証）

- ☐ 本クラブ会員は施設を利用する際、必ず会員証にて入館手続きを行うものとします。
- ☐ 会員証は、記名された方だけが使用でき、第三者への譲渡・貸与はできません。
- ☐ 会員証は紛失または破損した場合、再発行を申請するものとし、それに伴う再発行料¥2,000+税を支払うものとします。
- ☐ 会員証の複製・偽造等は禁止とします。
- ☐ 会員証を所持していない、忘れてしまった場合は受付にて貸出カード申請手続きを行う必要がございます。

第7条（諸費用）

- ☐ 本クラブで定めた会員種別毎の諸費用を、所定の納入期日までに、お支払い頂きます。
- ☐ 実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。
- ☐ 諸費用のお支払いが確認できない場合、クラブ側は督促ならびに入館制限を行う場合がございます。
- ☐ 所定の割引期間が終了した場合、クラブ側が定める通常価格でのお支払いに自動更新となります。
- ☐ 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。

第8条（会員外利用者）

- ☐ 本クラブが運営する物販・飲食等の施設をご利用される方は本クラブが定める共用区画のみ利用を可能とします。
- ☐ 本クラブの入会を検討し、施設見学を希望される方。
- ☐ 本クラブの入会を検討し、サービスの体験を希望される方。
- ☐ 本クラブの体験・ビジターに定められた利用料をお支払い頂いた方。
- ☐ 関係者及び業者など本クラブが必要と判断し、入館を許可した場合。
- ☐ 本クラブは、特に必要と認めた場合、会員様、ビジター以外の方の施設利用を認めることが出来ます。
- ☐ 上記条件のいずれかを満たし、本規約を遵守出来る方。
- ☐ 会員外利用者についても会員と同様に本規約が適用されます。
- ☐ 虚偽の申告が発覚した場合はその時点で退館していただくものと致します。

第9条（秩序）

- ☐ 本クラブ利用者及び来館者は規約および施設内諸規則を遵守し、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
- ☐ 本クラブ利用者は安全にご利用いただく為、スタッフに指示に従い、この指示を無視してはいけないものとします。
- ☐ 携帯電話はマナーモードに設定の上、通話は所定の場所を除き禁止とさせていただきます。
- ☐ 館内での食事は所定の場所を除き禁止とさせていただきます。
- ☐ 本クラブが定める会員利用時間外の利用及び営業時間内に退館されない場合、それに伴う利用料を請求致します。

第10条（禁止事項）

- ☐ ペットを連れてのご来館ならびにご利用。
- ☐ 施設・什器・備品の損壊や落書き・造作をすること。
- ☐ 備え付け備品・消耗品の持ち出し、またはいたずら行為。

Aruku 松戸会員規約

- ☐ 刃物など危険物の館内への持ち込み
- ☐ 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。契約書等の重要書類の持ち込み。
- ☐ 金品や所持品の盗難行為、又盗難と疑わしき行為。
- ☐ 館内での金品等の取引及び賃借、契約等の取り交わし行為。
- ☐ 本クラブ施設内での場所取り行為・占有・主張。
- ☐ 更衣室以外など所定の場所以外での脱衣行為や露出の激しい服装等。
- ☐ 本クラブの許可がない撮影行為。本クラブが許可をした場合は可能とし、スタッフが撮影を行う場合もございます。
- ☐ 他利用者及び従業員・インストラクター等を誹謗、中傷すること。
- ☐ 他利用者及び従業員・インストラクター等の身体を押したり、殴打、拘束する等の暴力行為。
- ☐ 大声・奇声・罵声を発するなど、他利用者や従業員・インストラクターへの威嚇行為や迷惑行為と判断、疑われる行為。
- ☐ 物や壁を叩く、壊す、投げる等、他利用者や従業員・インストラクターが恐怖を感じる行為と判断、疑われる行為。
- ☐ 他利用者及び従業員・インストラクターに対しての個人情報等のネット等への書き込み。
- ☐ 他利用者及び従業員・インストラクターの後をつけたり、待ち伏せをするなどのストーカー行為と判断、疑われる行為。
- ☐ 正当な理由なく、電話やその他の方法で従業員の業務を妨げる行為。他利用者の利用を妨げる行為。
- ☐ 許可なく物品の売買や営業行為、勧誘行為、宗教活動、政治活動、署名活動を行うこと。
- ☐ 他利用者・従業員・インストラクターの個人情報や連絡先の交換強要や情報流出させるなどの行為と判断疑われる行為。
- ☐ のぞき、露出、痴漢など法令や公序良俗に反する行為。
- ☐ 飲酒、喫煙行為。又、酒気帯び状態での館内のご来館及びご利用。
- ☐ その他、法令に違反する行為。

第 11 条（施設利用規則）

- ☐ 本クラブは、施設内は室内履きでのご利用となります。外履きでのご利用はお断りさせていただきます。
- ☐ 運動のしやすい服装にてご利用下さい。本クラブが運動に相応しくないと判断した場合は注意させていただきます。
- ☐ ご契約ロッカー以外にお荷物を置かれる場合、営業時間終了後にスタッフが拾得物として回収させていただきます。
- ☐ 本クラブが認めた場合を除き、光り物や鳴り物など他利用者の利用を妨げるものの使用を禁止致します。
- ☐ 館内施設ご使用後は元の状態にお戻しいただき、所定のタオル等で汗などを拭き取っていただきますようお願い致します。
- ☐ 長時間のトレーニング器具のご使用はご遠慮下さい。長時間のご利用と判断される場合は注意させていただきます。
- ☐ 有酸素マシンを除く、トレーニング器具使用中の電話・メール・アプリなどの携帯電話のご使用はご遠慮下さい。
- ☐ 怪我や故障の原因となりますので、マシンのご利用は大きな音を出さず、推奨される使用法以外のご利用はご遠慮下さい。
- ☐ パーソナルトレーニング以外でのフリーウェイトやマシンにおける補助、アシストは行っておりません。

Aruku 松戸会員規約

- フリーウェイトご利用時は必ずセーフティーバーをご利用下さい。
- 大声や奇声、呻き声、高重量を扱う際の掛け声などはご遠慮下さい。従業員の判断により注意させていただく場合がございます。
- サービスご利用における、ご本人以外の代行・代筆等は本クラブが許可を出した場合を除き認めておりません。

第 12 条（損害賠償責任免責）

- 会員は自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用していただきます。
- 本クラブは、会員が施設利用中に生じた傷害、自損等の人的物的事故については 一切責任を負いません。
- 利用者同士の指導等により生じた怪我・トラブルに関しては会社の責に帰する場合を除き本クラブは一切責任を負いません。
- 施設利用者同士の間に生じた争いやトラブルについても、本クラブは一切関与いたしません。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

本クラブの施設利用に際し、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。見学者や体験者、ビジターも同様とし、会員同伴のビジター、体験者については、同伴した会員が当該ビジターと連帯して責を負うものとします。

第 14 条（盗難）

- 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難について、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、クラブは一切の責任を負わないものとします。
- 本クラブに設置されているロッカー等は会員自身の責任と負担により使用するものとする。
- 収納物の盗難・毀損その他について会社の責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（忘れ物・放置物・紛失物）

- 会員が本クラブの利用に際して生じた忘れ物・紛失物・放置物について、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブは一切の責任を負わないものとします。
- 貴重品の拾得に関しては、拾得後速やかに警察署または最寄りの交番に届けさせていただきます。
- なまもの・危険物・異臭物など、保管が困難なものと当クラブが判断した場合、拾得物としての保管対象と致しません。
- 忘れ物・放置物については、原則として 2 週間保管した後、処理させていただきます。
- 契約ロッカー暗証番号を忘れてしまった場合、リセットをかけさせていただきます。ご本人様の確認とリセット料 1,000+税をいただきます。

第 16 条（退会）

- 本クラブを退会する場合、退会希望月前月末日迄に本人が来店し、所定の手続きを完了しなければなりません。
- 本人が体調等で来店できず第三者が行う場合、本人署名の委任状提出と手続き時に第三者の身分証明書のご提示を行うものと致します。
- 退会希望月前月末日を過ぎた場合、希望月以降の月末日退会となります。

Aruku 松戸会員規約

- ☐ 退会月の会費は、退会手続きが月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。
- ☐ 未払い料金がある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。
- ☐ 本規約を違反した場合、クラブが必要と判断した場合、退会手続きではなく、除名措置をとることができるものとします。

第 17 条（会員資格の喪失）

- ☐ 第 16 条に定める退会手続きを行い、本クラブがこれを承認したとき。
- ☐ 本規約を違反したと判断され、本クラブより除名されたとき。
- ☐ 会員が死亡したとき。
- ☐ 本クラブを閉業したとき。
- ☐ 法人会員の場合、法人会員契約を終了したとき。

第 18 条（除名）

- ☐ 本規約、その他本クラブの定める利用法・その他規約等に違反したとき。
- ☐ 本クラブの名誉と信用を著しく傷つけ、または秩序を乱す行為と判断された場合。
- ☐ 会費の支払いの延滞、未納が続き、継続的な会費・利用料の支払いが困難と判断された場合。（滞納分は完納して頂きます。）
- ☐ 会費の支払いを 3 ヶ月間滞納し、会社の請求に応じなかったとき。（但し、滞納分は完納して頂きます）
- ☐ 本クラブ従業員の指示に従わなかったとき。又、営業を妨げる行為と判断された場合。
- ☐ 他利用者及び他の会員との協調を欠き、その他著しく会員にふさわしくない行為があったと本クラブが認めたとき。
- ☐ 館内外を問わず、他利用者、従業員に対しての迷惑行為や暴力行為、誹謗中傷等があると判断された場合。
- ☐ 同業者等による偵察行為や会員の引き抜き行為が発覚した場合又はそれと疑わしき行為と判断された場合。
- ☐ その他、法令に反する行為が行われた場合。

第 19 条（健康管理）

- ☐ 会員ならびに利用者は各自の責任において健康を管理していただきます。
- ☐ 施設利用中に利用者の健康上、問題があると判断した場合、施設利用の中止をお願いする場合がございます。

第 20 条（緊急時）

- ☐ 館内は安全の為、セキュリティシステムを導入させていただいております。
- ☐ 緊急の場合、または緊急の連絡が必要と考えられる場合は館内の非常ボタンを押していただきますようお願い致します。非常ボタンを押した後はオペレーターの指示に従って下さい。
- ☐ 本クラブが、応急処置が必要と判断した場合、従業員が応急処置の対応をさせていただく場合がございます。またスタッフが緊急と判断した場合は 110 番、119 番に通報させて頂く場合がございます。
- ☐ 本クラブが健康上、緊急を要すると判断した場合、救急隊員の出動を要請する場合がございます。
- ☐ 火災の場合は避難経路より速やかにご退出下さい。

第 21 条（休館）

- ☐ 本クラブは別途指定する期間（年末年始・夏季）を年次休館とし、施設点検日を定期休館とします。
- ☐ 下記項目に該当するとき、本クラブは諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業することができます。

Aruku 松戸会員規約

- 気象、災害、警報、注意報などにより、安全に営業を行うことが出来ないと本クラブが判断したとき。
- 疫病などの蔓延、拡大による感染防止の為、営業を行うことが困難と判断したとき。
- 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと本クラブが判断したとき。
- 館内の改装、施設の改造または修理、その他工事により営業が不可能と本クラブが判断したとき。

第 22 条（クラブの閉業）

本クラブは次の理由により、本クラブを閉業することがあります。

- ☐ 気象、災害、疫病等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
- ☐ 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第 23 条（個人情報保護）

- ☐ 本クラブは、保有する会員様の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
- ☐ 個人情報保護の為、来館情報を含む会員情報はご本人以外への提供はできかねます。
- ☐ 不正利用防止の為、本クラブでは入退などの来館情報を保存させていただいております。
- ☐ 館内安全確保・秩序維持の為、館内では監視カメラを設置させていただいております。
- ☐ 警察等の指示により必要と判断された場合、本人承諾のうえ、会員情報・監視カメラの映像を提供させていただく場合がございます。

第 24 条（諸費用の変更、および運営システム変更）

- ☐ 本クラブは、本規約に基づき会員が負担すべき諸費用や運営システムについて本クラブが必要と判断した場合、変更を行うことができます。
- ☐ 利用者が支払う月会費等について変更があるとき、本クラブは一ヶ月前までに利用者へこれを告知します。
- ☐ 告知方法は本クラブ館内を最優先で告知するものとしホームページ・SNS での告知を追加で行う場合もあるものとする。
- ☐ 本クラブサービスに関してクラブ側が必要と判断した場合、サービスの内容を変更させていただく場合がございます。

第 25 条（会員規約の改訂）

本クラブは、会員規約の改訂を行う事ができます。改訂の実施にあたり、本クラブはあらかじめ告知し、改訂した規約などの効力は全会員及び、利用者に及ぶものとします。